

津市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項、第4項及び第5項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

平成23年3月2日

津市監査委員 渡 邊 昇
津市監査委員 駒 田 修 一
津市監査委員 山 崎 正 行
津市監査委員 田 矢 修 介

記

第1 監査の対象部局等

- 1 地方自治法第199条第2項、第4項に基づく監査（以下「定期監査及び行政監査」という。）

定期監査及び行政監査の対象部局等（平成22年10月から平成23年1月までに監査委員質疑を実施したものに限り）は、次のとおりである。

(1) 部局・総合支所・出張所

- ア 政策財務部（秘書課、政策課（公平委員会を含む。）、地域振興室、広報室、東京事務所、財政課、市民税課、資産税課、収税課、財産管理課、検査課）
- イ 危機管理部（危機管理課、防災室）
- ウ 総務部（総務課、法務室（固定資産評価審査委員会を含む。）、行政経営課、人事課、調達契約課、情報企画課）
- エ 市民部（市民交流課、国際・国内交流室、市民課、人権課、男女共同参画室、地域調整室、アストプラザ）
- オ スポーツ文化振興部（スポーツ振興課、文化振興課、リージョンプラザ）
- カ 環境部（環境政策課、新最終処分場建設推進課、環境保全課、環境事業課、西部クリーンセンター、クリーンセンターおおたか、河芸美化センター、白銀環境清掃センター、安芸・津衛生センター、クリーンセンターくもず）
- キ 健康福祉部（福祉政策課、こども家庭課、こども総合支援室、高齢

- 福祉課、障がい福祉課、援護課、介護保険課、保険年金課、医療助成室、保健センター（中央保健センターほか9センター）
- ク 商工観光部（産業政策振興課、企業誘致室、商業労政振興課、観光振興課）
- ケ 農林水産部（農林水産政策課、農業共済室、林業振興室、水産振興室、農業基盤整備課）
- コ 競艇事業部（競艇管理課、競艇事業課）
- サ 都市計画部（都市計画課、開発指導室、都市整備課、交通政策課、津駅前北部土地区画整理事務所、建築指導課）
- シ 建設部（建設政策課、事業調整室、建設維持課、市営住宅課、営繕課、津北工事事務所、津南工事事務所）
- ス 下水道部（下水道政策課、下水道建設課、下水道施設課）
- セ 会計管理室
- ソ 久居総合支所（地域振興課、市民課、福祉課、生活課、ポルタひさいふれあいセンター）
- タ 河芸総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- チ 芸濃総合支所（地域振興課（椋本財産区を含む。）、市民福祉課）
- ツ 美里総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- テ 安濃総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- ト 香良洲総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- ナ 一志総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- ニ 白山総合支所（地域振興課、市民福祉課）・大三出張所、倭出張所
- ヌ 美杉総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- ネ 水道局（水道総務課、営業課、工務課、浄水課）
- ノ 三重短期大学事務局（大学総務課、学生部、附属図書館）
- ハ 消防本部（消防総務課、企画調整室、予防課、消防課、救急対策室、通信指令課）・消防署（中消防署、北消防署、久居消防署、白山消防署）
- ヒ 教育委員会事務局（教育総務課、学校教育課、教育研究支援課、人権教育課、生涯学習課、図書館（津図書館ほか8館2室）、久居事務所、河芸事務所、芸濃事務所、美里事務所、安濃事務所、香良洲事務所、一志事務所、白山事務所、美杉事務所）
- フ 農業委員会事務局
- ヘ 選挙管理委員会事務局

- ホ 監査事務局
 - マ 議会事務局（議会総務課、議事課）
 - (2) 市立保育所
 - ア 野村保育園
 - イ こべき保育園
 - ウ 高野保育園
 - エ 太郎生保育園
 - (3) 市立学校・市立幼稚園
 - ア 市立学校
 - (ア) 桃園小学校
 - (イ) 大井小学校
 - (ウ) 川合小学校
 - (エ) 川口小学校
 - (オ) 倭小学校
 - (カ) 八ツ山小学校
 - (キ) 美杉小学校
 - イ 市立幼稚園
 - (ア) 桃園幼稚園
 - (イ) 大井幼稚園
 - (ウ) 川合幼稚園
- 2 地方自治法第199条第5項に基づく監査（以下「随時監査」という。）
随時監査の対象は、平成22年11月現在施工中の次の工事（繰越明許費に係る工事を含む。）である。
- (1) 平成22年度北道街補第1号 上浜元町線道路改良工事（工事場所：津市西古河町ほか3町地内 所管部局：建設部津北工事事務所）
 - (2) 平成21年度営障福補第57号 はくさんホーム大規模改修工事（工事場所：津市白山町川口地内 所管部局：建設部営繕課）
 - (3) 平成22年度工務第6号 公共下水道事業に伴う一志町大仰地内配水管移設工事（工事場所：津市一志町大仰地内 所管部局：水道局工務課）

第2 監査の対象年度及び対象事項

1 定期監査及び行政監査

原則として平成22年度の財務及び事務の執行を対象とした。

また、市の歳入歳出予算に計上していない市立学校等における教材を調達するための収支を経理する会計（以下「教材会計」という。）及び給食に関する収支を経理する会計については、事実上、市の事務に係るものとして、これを対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、平成21年度も対象とした。

2 随時監査

監査対象工事に係る財務の執行を対象とした。

第3 監査委員の除斥

平成21年4月1日から平成22年2月20日までの間において、総務部長の職にあった監査委員の渡邊昇について、法第199条の2の規定により、総務部の当該期間における財務及び事務の監査については除斥した。

第4 監査事務の引継ぎ

当該報告の決定については、議員のうちから選任された監査委員の杉谷育生、岡幸男がその合議に関与したものであるが、それぞれ平成23年2月15日付けで退任し、同月16日付けで新たに議員のうちから選任された監査委員の山崎正行、田矢修介が当該報告を提出することについて、それぞれ事務を引き継いだ。

第5 監査の期間

監査の期間は、平成22年9月13日から平成23年2月10日までである。

第6 監査の方法

1 定期監査及び行政監査

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- (1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- (3) 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- (4) 財産の管理は、適正に行われているか。

- (5) 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- (6) 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

2 随時監査

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、所管部局から提出を受けた資料のほか、設計方針、積算、契約、施工計画、施工管理、出来形等の関係書類を調査するとともに、現地調査を実施し、所管部局及び工事請負業者の職員に説明を求めた。

なお、工事技術調査については、協同組合総合技術士連合（大阪市北区）に業務を委託し、その調査報告書を参考とした。

- (1) 仕様書、図面及び設計図書は、適切に作成されているか。
- (2) 積算の数量及び金額は、正確で、算出根拠は、明確となっているか。
- (3) 施工計画は、適切に作成され、工程管理は、適切に行われているか。
- (4) 各種検査、材料試験等は、適切に行われ、記録は整備されているか。
- (5) 現場の安全管理及び現場周辺への工事災害防止対策は、適切に行われているか。

第7 監査の結果

監査の結果、監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることを求め、又は事務処理等の改善に向けた検討を求めらるる事項については、次に記載するとおりである。極めて軽微な事項又はこれらの事項がない監査対象部局等については、特に記載していない。

なお、市長その他関係する執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、当該措置に係る報告書を提出されたい。

1 部局・総合支所・出張所

(1) 政策財務部

ア 財産管理課

同課が定める普通財産賃貸料の算定基準について、営利用は前年度固定資産仮評価額に100分の6を乗じて得た額を基準とし、非営利用は前年度固定資産仮評価額に100分の4を乗じて得た額を基準としているが、他市の公有財産規則の中には、類似の算定基準を設けるものの、近傍類似の価格と比較して不相当と認めるものは、当該価格を考慮して賃貸料の価格を定めることができるものが見られる

ことから、地方自治法第237条第2項の趣旨を踏まえ、市の算定基準について、より合理的に賃貸料の価格を算定することができるよう、所要の見直しを検討されたい。

(2) 健康福祉部

ア 介護保険課

郵便切手の保有について、平成21年度から繰り越された7種類の郵便切手のうち、平成22年度(9月24日現在)の使用枚数は、80円切手が56枚、120円切手が102枚である一方、その残数は80円切手が2,938枚、120円切手が1,824枚で非常に多くの枚数を保有しているが、使用見込み数を著しく超えて保有することは適切でないことから、他の部局等と調整の上、適切な保有残高になるよう是正されたい。

(3) 商工観光部

ア 産業政策振興課

郵便切手の保有について、合併前に購入した90円切手の平成22年度(9月28日現在)の使用枚数は7枚である一方、その残数は1,322枚で非常に多くの枚数を保有しているが、使用見込み数を著しく超えて長期間保有することは適切でないことから、他の部局等と調整の上、適切な保有残高になるよう是正されたい。

(4) 都市計画部

ア 交通政策課

監査の対象とした総合支所及び出張所が保有するコミュニティバスの回数乗車券・定期乗車券について、その保有残高及び販売実績の状況は、下表(交通政策課調べ)のとおりで、一部の乗車券を除き、販売見込み数を著しく超えて保有している状況であり適切でないことから、適切な保有残高になるよう調整の上、是正されたい。

コミュニティバス回数乗車券・定期乗車券の保有状況(注)

区 分	保 有 残 高		販 売 実 績
久居総合支所	回数乗車券	1, 555組	72組
	定期乗車券	300枚	0枚
河芸総合支所	回数乗車券	1, 788組	202組
	定期乗車券	300枚	0枚

芸濃総合支所	回数乗車券	1, 897組	126組
	定期乗車券	298枚	1枚
美里総合支所	回数乗車券	1, 879組	177組
	定期乗車券	261枚	36枚
安濃総合支所	回数乗車券	1, 911組	100組
	定期乗車券	300枚	0枚
香良洲総合支所	回数乗車券	90組	0組
	定期乗車券	60枚	0枚
一志総合支所	回数乗車券	2, 008組	52組
	定期乗車券	598枚	2枚
白山総合支所	回数乗車券	1, 173組	196組
	定期乗車券	525枚	19枚
美杉総合支所	回数乗車券	1, 787組	23組
	定期乗車券	826枚	65枚
大三出張所	回数乗車券	271組	9組
	定期乗車券	149枚	1枚
倭出張所	回数乗車券	137組	143組
	定期乗車券	131枚	19枚

(注) 回数乗車券は、5種類（1種1組当たり12枚綴）の合計数、定期乗車券は3種類の合計数で、久居総合支所、河芸総合支所及び芸濃総合支所は平成22年9月末現在、その他の総合支所及び出張所は同年11月末現在の状況である。

(5) 総合支所・出張所

ア 総合支所・出張所に係る共通事項

団体事務の関与について、全ての総合支所の地域振興課、久居総合支所の生活課、大三出張所及び倭出張所の職員は、自治会連合会の支部、各種イベントの実行委員会等の経理に従事し、預金通帳等を保管しているが、法令に基づくことなく地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいものではないことから、これらの団体の理解と協力を得て、職員による関与が必要最小限となるよう、その見直しに取り組まれない。

イ 総合支所に係る個別事項

(ア) 安濃総合支所

a 地域振興課

マイクロバスの保有について、その利用状況は、平成22年度（11月末現在）において、月数回程度であり、全く使用していない月もあることから、関係部局と協議の上、その保有の在り方について検討されたい。

(イ) 白山総合支所

a 地域振興課

民間企業が経営する温泉施設用地の借上げについて、当該用地の一部に供するため、市が民有地を借り上げて、当該民間企業に貸し付けているが、その用地の確保は、当該民間企業が直接調達するのが望ましいと考えることから、当該民間企業等と協議の上、当該用地の借上げについて、見直しを検討されたい。

(ウ) 美杉総合支所

a 地域振興課

(a) 美杉ゲートボール場施設の在り方について

同施設の運営に当たっては、同施設用地の借上料など年間約33万円の経費を要する一方、利用者数は年々減少し、平成22年度(平成23年1月末現在)の利用者は全くいない状況であることから、全庁的に経費節減に取り組む中、関係部局と協議の上、同施設の在り方について検討されたい。

(b) ヒストリーパーク塚原の指定管理について

指定管理に係る仕様書には、指定管理者は毎年度終了後、市の所有する物品の現在高を報告しなければならないと定めているが、同課はその報告を受けていなかったことから、当該仕様の徹底について指導されたい。

b 市民福祉課

(a) 美杉高齢者生活福祉センターの在り方について

同センターは全16室の入居施設があり、その管理業務を社会福祉法人津市社会福祉協議会に委託し、毎年度670万円の委託料を支払っているが、これに光熱水費などの経費（平成22年11月末現在）を合わせた1室当たりの維持管理経費は約69万円に及ぶ一方、入居施設の利用者数は非常に少なかった。

このような状況のほか、市内には軽費老人ホームなどの老人

福祉施設があることも踏まえ、同センターの在り方について、
所要の見直しを検討されたい。

(b) 生きがい健康づくり施設使用料の減免の取扱いについて

老人クラブが当該施設を使用する場合の使用料について、これを免除するための便宜上の措置として、年度当初に1年分を一括した使用料減免申請書の提出を受け、その使用料を免除していたが、津市生きがい健康づくり施設の設置及び管理に関する条例第8条は、公共的団体等が使用する場で「特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる」と定めている趣旨を踏まえ、当該老人クラブが当該施設の使用許可を申請する際に使用料減免申請書の提出を求め、「使用目的」及び「減免申請の理由」欄の具体的な記載内容によって、減額又は免除の可否を判断するよう、所要の是正措置を講じられたい。

(6) 消防本部

ア 消防総務課

消防団員の訓練等を実施している三重県消防協会中勢支会の負担金について、平成22年4月1日に同支会を構成する市の消防団が10団から1団に再編され、従来の連絡会議等の経費の節減が見込まれるものの、当該負担金については、従来と同様に積算されていることから、関係機関と協議の上、負担金の在り方について、見直しを検討されたい。

(7) 教育委員会事務局

ア 学校教育課

平成21年度津市学校保健会補助金の交付確定について、同補助金の実績報告書には、領収書の写しは添付されていたものの、研修会等の参加人員・研修内容の記載がなく、その内容を示す資料も添付されていなかったことから、具体的な事業成果の報告がないまま補助金の額を確定したことは、津市補助金等交付規則第13条の趣旨に照らし、適正とはいえないものであり、補助金交付の事務に当たっては、同条の趣旨を踏まえ、適正にこれを執行されたい。

イ 生涯学習課

平成21年度史跡等維持管理業務委託について、15の史跡等保存

会に委託しているが、11の史跡等保存会は、契約書で定める委託業務実績報告書の提出をしていなかったことから、同課はその提出を求め、適正に当該業務の履行状況を確認されたい。

また、当該業務委託に係る仕様書には、「史跡敷地内における草刈・清掃業務及びその他当該史跡について、市民が年間を通じて見学できるよう維持管理を行う」と記載しているが、草刈・清掃業務の回数、維持管理の内容など具体的な仕様を定めていなかったことから、これを明確にするよう、仕様書の内容の見直しを検討されたい。

ウ 美里事務所

辰水小学校用地の一部（261㎡）について、所有権移転登記が未了となっていることから、これまでの経過も踏まえつつ、速やかに処理されたい。

エ 美杉事務所

美杉中学校用地の一部（459㎡）について、所有権移転登記が未了となっていることから、これまでの経過も踏まえつつ、速やかに処理されたい。

2 市立保育所

監査の対象とした市立保育所における保育所入所負担金の滞納状況は、下表（こども家庭課調べ）のとおりであり、この中には既に在園していない者の滞納が多いが、卒園又は退園後においては債権回収が一層困難になるため、在園時に履行遅滞が生じたときは、速やかに納付指導に着手し、計画的に債権回収を図るべく、こども家庭課とともに組織的な未収金対策の強化に取り組まれたい。

保育所入所負担金の滞納状況（注）

区 分	滞納保護者数	滞 納 額
野村保育園	10人	244,750円
こべき保育園	23人	3,150,900円
高野保育園	11人	2,029,000円
太郎生保育園	2人	86,400円

（注）野村保育園、こべき保育園は平成22年9月末現在、高野保育園、太郎生保育園は同年11月末現在の状況である。

3 市立学校・市立幼稚園

（1）市立学校

ア 美杉小学校

教材会計の取扱いについて、集金した教材費の管理方法は、預金管理している学年と現金管理している学年があったが、保管現金の事故防止の観点から、預金管理の方法で統一するよう所要の是正措置を講じられたい。

(2) 市立幼稚園

ア 桃園幼稚園

旅費の支給について、同園の職員が、平成22年8月2日に安濃総合支所へ出張した旅費に過払いがあったことから、その是正を指摘した。

なお、過払いに係る旅費は、平成22年12月17日に戻入された。